

始良市農業委員会総会議事録（5月）

1. 開催日時 平成29年5月31日（水） 午後1時30分～4時20分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市藪 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 9番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 非農地証明願について
8. 議案第 6号 農地あっせん申出（売渡希望）について
9. 議案第 7号 始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

- (案) について
10. 農地あっせんの経過報告
 11. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
 12. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
~~加治本農林水産係長~~
~~始良農林水産係長~~

	始良市農業委員会総会議事録（平成29年5月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1. 総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成29年度第2回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は19名中、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、9番委員から欠席届が出ております。
議長	_____ 会務報告 _____
事務局長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。 資料により説明
議 長	_____ 議事録署名委員の指名 _____
委 員	議事日程に入ります。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議 長	『異議なし』 それでは、5番委員、6番委員にお願いいたします。
議 長	_____ 会議書記の指名 _____
議 長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。

議 長	<p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第1号 —————</p> <p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画の意見決定について議題に供します。 事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページでございます。 農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は5月31日、契約の始期は6月1日をそれぞれ予定いたしております。 契約年数につきましては、1年間で1件、2年間で6件、3年間で8件、4年間で1件、5年間で27件、10年間で11件で、合計54件となっております。面積につきましては、合計89,582㎡となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから11ページまでございますので、ご確認頂きたいと思っております。 なお、総会資料の11ページ54番が、19番委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願い申し上げます。以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から54番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から53番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から53番までについては原案のとおり決定いたしました。</p>

	<p>た。</p> <p>次に、54番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の5番委員に議長を交代いたします。</p> <p>(議長退席)</p>
議長(代理)	<p>それでは、54番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[質問、意見なし]</p>
議長(代理)	<p>それでは、お諮りいたします。議案第1号54番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長(代理)	<p>賛成多数により、議案第1号54番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>このあとは、会長に議長をお返しします。</p>
議長	<p>(議長着席)</p>
	<p>————— 議案第2号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から3番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、12ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査資料の1ページから3ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>なお、総会資料の3番が15番委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、池島町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字下眞方〇〇番 田 899㎡です。以上で1番の説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年5月19日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人〇〇さんは、労働力は本人と奥さんと2人です。農業機械類は揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明いたします。 譲受人、船津在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字樋ノ口〇〇番〇 畑 590㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年5月22日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人〇〇さんは、労働力は本人と奥さんと2人です。農業機械類は、耕耘機、草払機、噴霧機が揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について原案のとおり決定いたしました。</p>

		<p>なお、議案第2号3番については、先ほど申しあげました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別に質疑し採決いたします。</p> <p>3番の関係者、15番委員の退席をお願いします。</p>
議 長	委 員	(15委員退席)
	事務局	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、北山在住の〇〇。譲渡人、福岡県嘉麻市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、北山字牧〇〇番〇 畑、字大丸〇〇番 田、字大丸〇〇番 田、字大丸〇〇番〇 田、字大丸〇〇番〇 畑、字大丸〇〇番〇 田、字大丸〇〇番〇 田 の計7筆、合計面積 4,079㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p>
議 長		<p>ただいまの説明の3番に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委 員	<p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年5月17日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人〇〇さんは、約4町5反耕作しており、農機具等も全て揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長		<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、3番について質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての3番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	委 員	[賛成多数]
議 長		<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての3番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

	<p>委員 (15番委員着席)</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 資料は13ページとなります。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は2件でございました。</p> <p>1番からご説明申し上げます。</p> <p>申請人は 熊本市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町西浦字栢ヶ丸〇〇番〇 地目 畑 面積 349㎡、同じく字栢ヶ丸〇〇番 田 978㎡ 合計2筆の1, 327㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林でございます。申請理由は、申請地は山間の棚田で耕作不便及び、獣害もあるため、クヌギを植え山林としたいという事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はございません。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 12番委員です。山林にするにはもったいないような農地でした。ただ、水はポンプを使用しないといけないそうです。ゆくゆくは売りたいと思っらっしゃるそうです。いい農地なので、地区の担当委員さんは頭に入れておかれてください。</p> <p>立地基準・農地区分は、第2種農地であるが、その他農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、西浦団地から東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>事務局 2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字杉園迫田〇〇番〇畑 101㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p>

議 長	<p>転用目的は、通路でございます。申請理由は、隣地にある自己所有の土地に行くための通路として利用するということでございます。融資で対応し、水利組合の意見書がございます。被害防除計画書の添付もございます。以上です。</p> <p>ただいまの説明の2番に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、剣之平団地から南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が通路、西が畑、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について原案のとおり、意見決定及び許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番は、原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から23番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料は14ページとなります。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は23件でございました。</p>

<p>議 長</p>	<p>1 番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市谷山在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字野屋敷〇〇番〇 地目 田 面積 162㎡です。権利内容は、親子間の贈与による所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟49.70㎡です。申請理由は、現在借家で手狭なため、実家に近い申請地に自己の住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等はございません。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から西に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が市道、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、佐賀県佐賀市在住の〇〇。土地の所在は、豊留字屋敷添堤田〇〇番〇 田 61㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材置場です。申請理由は、申請地を購入し、業務用の資材置場として利用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はございません。被害防除計画書の添付がございます。隣接する〇〇番〇 宅地 168.47㎡と一体利用し、全事業面積は229.47㎡となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、豊留橋から南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地と山林、北が県道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準につい</p>

議 長	<p>て調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、〇〇自治会会長〇〇。譲渡人、船津在住の〇〇。土地の所在は、船津字馬場迫〇〇番 田 277㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がりは10ha以上ですので、第1種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、公民館の駐車スペースが少ないので、申請地を造成し駐車場を作るためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付もでございます。第1種農地に該当しますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、船津公民館南側に隣接しています。被害防除の現況は、東が市道、西が田、南が田、北が公民館です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇他2名。土地の所在は、宮島町〇〇番〇 畑 241㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第1種低層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、建売住宅1棟56.43㎡です。申請理由は、申請地を買い受けて、建売住宅を建設するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置は、こまき内科クリニックから南西に約80mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番についてご説明申し上げます。 譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市原良在住の〇〇。土地の所在は、平松字西中原〇〇番〇 畑 3.31㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、通路です。申請理由は、車の出入りに必要であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。被害防除計画書は添付がございます。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>3番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置は県立始良病院から西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が転用地、南が転用地、北が通路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番についてご説明申し上げます。 借人、東餅田在住の〇〇。貸人、寺師在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字西道丁原〇〇番〇 畑 822㎡の内296㎡、同じく西道丁原〇〇番〇 畑 148㎡の合計2筆444㎡です。権利内容は親子間の使用貸借権です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟116.76㎡です。申請理由は、自己の住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。被害防除計画書は添付がございます。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、高樋団地から南東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が宅地と市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、池島町在住の〇〇。土地の所在は、脇元字白金原〇〇番〇 畑 48㎡、同じく白金原〇〇番〇 畑 141㎡、同じく白金原〇〇番〇 畑 250㎡で、合計3筆の439㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第二種住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、申請地を買い受け、隣接する弊社店舗の従業員専用駐車場29台を建設するためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置はニシムタ始良店から西に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西がバイパス、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、脇元在住の〇〇。土地の所在は、脇元字白金原〇〇番 畑 318㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p>

<p>議 長</p>	<p>転用目的は、貸駐車場です。申請理由は、申請地を買い受け、株式会社〇〇の駐輪場として貸駐輪場の建設を行うためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付がございます。被害防除計画書も添付がございます。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、ニシムタ始良店から西に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が宅地、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、千葉市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。貸人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上川屋〇〇番〇 田 685㎡です。その他に貸人、鹿児島市武岡在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上川屋〇〇番〇 田 488㎡です。貸人、鹿児島市西伊敷在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上川屋〇〇番〇 田548㎡です。貸人、西餅田在住の〇〇他4名。土地の所在は、西餅田字上川屋〇〇番〇 田 285㎡です。貸人、鹿児島市中山町在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上川屋〇〇番〇 田 611㎡の合計5筆です。権利内容は賃借権です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は駐車場です。申請理由は、申請地を借り受け従業員用駐車場の建設を行うため、一時転用を永久転用に変更します。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付はございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良高等技術専門学校から北東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道と宅地、西が宅地、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委</p>

議 長	<p>員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、千葉市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。貸人、愛知県日進市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字溝添〇〇番 田 287㎡です。その他に貸人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字溝添〇〇番 田 978㎡の合計2筆です。権利内容は賃借権です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は駐車場でございます。申請理由は、申請地を借り受け従業員用駐車場の建設を行うため、一時転用を永久転用に変更します。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付はございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良高等技術専門学校から南東に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字岩瀬戸〇〇番 田 1,486㎡、同じく字櫻木〇〇番 田 960㎡の合計2筆2,446㎡です。その他に譲渡人、鍋倉在住の〇〇。土地の所在は、字岩瀬戸〇〇番 田 419㎡です。譲渡人、蒲生町下久徳在住の〇〇。土地の所在は字岩瀬戸〇〇番 畑 136㎡です。譲渡人、鹿児島市原良在住の〇〇。土地の所在は、字岩瀬戸〇〇番 畑 469㎡です。譲渡人、鍋倉在住の〇〇。土地の所在は、字岩瀬戸〇〇番 畑 824㎡です。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、字櫻木〇〇番 田 756㎡です。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、字櫻木〇〇番 田 811㎡です。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、字平田〇〇番 田 547㎡です。譲渡人は、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、字岩瀬戸〇〇番 田 417㎡、同じく字櫻木〇〇番 田 752㎡の合計2筆</p>

1, 169㎡です。譲渡人は、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、字櫻木〇〇番 田 337㎡、同じく字櫻木〇〇番 田 480㎡、同じく字櫻木〇〇番 田 711㎡、同じく字櫻木〇〇番 田 677㎡の合計4筆2, 205㎡です。譲渡人、増田在住の〇〇。土地の所在は、字櫻木〇〇番 田 1, 210㎡です。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、字櫻木〇〇番 田 332㎡です。譲渡人は、東京都新宿区在住の〇〇。土地の所在は、字櫻木〇〇番 田 326㎡、同じく字櫻木〇〇番 田 284㎡の合計2筆610㎡です。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、字櫻木〇〇番 田 560㎡です。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、字福人〇〇番 田 1, 177㎡です。権利内容は、所有権移転 です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます、

転用目的は太陽光発電所で、全体の事業面積が116, 549㎡で、その内の 田 12, 242㎡、畑 1, 429㎡ 計13, 671㎡を転用しようとするもので、申請理由は、太陽光発電所を建設したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区協議中とありますが、申請地は川北土地改良区の区域外ですが、流末の排水が川北土地改良区の水路に排水されるため、必要となります。先日28日に最終の説明会があり、川北土地改良区、三拾町自治会、三拾町前自治会、水流寺自治会、上麓自治会の理事長及び自治会長、役員に被害防除の件で説明され、いずれの団体からも同意書の添付があります。

それでは、被害防除計画について参考資料でその概略を説明します。参考資料49ページA3の航空写真を開いて下さい。黄線の縁取りの地番のふってある部分が今回の5条申請地です。左端の〇〇番から右端の申請地の間に水田がありましたが、湿田で農作業機械が大型化するに従い耕作放棄され現在では畦もいのしし害により判別できなくなり、一年中湛水し沼地の様をていしており、原野化し非農地の通知を行ったところ。今回の申請地はそのときに非農地としなかった部分（黄線で囲った部分）になります。

次の50ページの図面をご覧ください。青色の部分が調整池です。大小16ヶ所あります。計画水深は30～50cm程度でパネルの基礎部分は水没しますが、それでも発電に支障のない施工とし、水深は浅いが貯水面積が広いため豪雨時でも、十分な貯水量がありますとの説明でした。

土砂流出防止については全調整池に51-2ページの図面の柵甲を設置し、スクリーンを設置し、スクリーンの網目以上の軽石等が流出しないよう処置をするとのことです。

通作路の確保についてですが、50ページの図面をご覧ください。図面に網目の部分がありますが、今回相続等の問題で買収できなかった部分です。里道水路ほとんどの部分は残しますので、確保でき、2筆ほど里道に付かない部分については別に確保しますとのことでした。

51-1ページの図面をご覧ください。これは太陽光パネルの配置図です。先ほど説明したとおりブルーの調整池の部分にもパネルを設置します。あと現地調査委員の報告で条件も付されていますので、それについて

議 長	<p>でもご審議ください。</p> <p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から北西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地と山林、西は宅地、南は宅地、北は山林です。申請実現の確実性は、九電、経産省の手続きもされており確実であります。条件及び特記事項は、土砂流出防止対策を確実にすることです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、蒲生町白男在住の〇〇。譲渡人、大阪府堺市在住の〇〇。土地の所在は、永瀬字平原〇〇番 畑 369㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha以上ですので、第1種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、通路、駐車場です。申請理由は、申請地北側にある住宅への進入路並びに駐車場として活用したいためです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。追認案件なので、始末書の添付がございませう。被害防除計画書の添付もございませう。第1種農地で追認案件ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、永瀬公民館から南に約250位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の13番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>13番についてご説明申し上げます。 借人、鹿児島市吉野町在住の〇〇。貸人、始良市平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字小新開〇〇番 田 1, 139㎡の内403㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟109.50㎡です。申請理由は、自己の永住用家屋の建築計画に至るためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>3番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富小学校から北東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が田、南が田、北が水路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次の14番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>14番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市国分中央在住の〇〇。譲渡人、大阪府東大阪市在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字正ヶ橋〇〇番 田 564㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満なので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅と駐車場1棟98.75㎡です。申請理由は、現在の借家が手狭になり、永住用の一般住宅の建築計画に至るためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付がございます。面積超の理由書の添付がございます。一般住宅500㎡超えのため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から北西に約300mの位置です。</p>

議長	<p>被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が田、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>15番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、西宮島町在住の〇〇。譲受人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、西宮島町〇〇番〇 畑 325㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。申請理由は、月極の貸駐車場の普通車10台計画に至るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>7番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から北東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員といたしましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の16番に入る前に休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは、休憩を解いて議事に入りたいと思います。</p> <p>次の16番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>16番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字内雨乞〇〇番〇 畑 18㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、出入口拡張です。申請理由は、接する前面市道の拡張工事に伴い、当申請地を出入口にする計画に至るためです。資金は、自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第2種農地であるが、市街地近接農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、クオラクリニックあいらから北に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の17番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>17番についてご説明申し上げます。 譲受人、西之表市在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字杉園迫田〇〇番〇 畑 199㎡、同じく字杉園迫田〇〇番〇 畑 66㎡の合計2筆265㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟65.41㎡です。申請理由は、申請地に自己の住宅を建築し、生活安定を図るためです。資金は融資で対応し、水利組合の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、剣之平団地から南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が通路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の18番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>18番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市城山在住の〇〇。譲渡人、佐賀県三養基郡基山町在住の〇〇。土地の所在は、脇元字宮田〇〇番〇 田 221㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第二種</p>

<p>議 長</p>	<p>住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟66.02㎡です。申請理由は、申請地に自己の住宅を建築し、生活安定を図るためです。資金は融資で対応し、水利組合の意見書の添付がございませう。被害防除計画書の添付がございませう。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富郵便局から北に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が市道、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の19番について事務局の説明を求めませう。</p> <p>19番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、永池町在住の〇〇。譲渡人、薩摩川内市湯島町在住の〇〇。土地の所在は、永池町〇〇番〇 畑 340㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟86.12㎡です。申請理由は、現在、借家住まいで現住居に近い申請地を購入して自己の住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がございませう。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富中学校から西に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が畑及び宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の20番について事務局の説明を求めませう。</p> <p>20番についてご説明申し上げます。</p>

	<p>譲受人、永池町在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字寺下〇〇番〇 田 274㎡です。権利内容は所有権移転で、親子間の贈与です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟84.00㎡です。申請理由は、現在借家住まいであり、申請地に自宅を建築する計画であるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がございます。隣接地〇〇番〇 公衆用道路 241㎡を通路として一体利用し、全事業面積は515㎡です。面積超の理由書の添付がございます。一般住宅500㎡超ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良高等技術専門学校から西に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が私道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の21番について事務局の説明を求めます。</p> <p>21番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、大阪府大阪市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字外戸口〇〇番〇 田 293㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がりには10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟59.62㎡です。申請理由は、現在借家住まいであり、自宅を建築する計画であるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、迫地区いきいき交流センターから南に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が里道、南が宅地と原野、北が</p>

議 長	<p>県道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の22番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>22番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、松原町在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市小原町在住の〇〇。土地の所在は、松原町二丁目〇〇番〇 畑 269㎡です。農地区分は、都市計画区の用途の設定は第一種中高層住居専用地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟99.36㎡です。申請理由は、現在借家住まいであり、自宅を建築する計画であるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。立地基準・農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約350mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の23番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>23番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市東餅田の社会福祉法人〇〇理事〇〇。譲渡人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字上野崎〇〇番 田 1,223㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第二種住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、園庭です。申請理由は、申請地を取得して、園庭として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番推進委員です。それでは、報告いたします。立地基準・農地区分</p>

	<p>は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅北側の位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が線路、南が水路、北が線路です。申請実現の確実性は、自己資金証明あり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について 1番から23番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。</p>
議 長	5番委員。
委 員	5番委員です。14番について、一般住宅で500㎡を超えるのはなぜですか。
議 長	事務局。
事務局	一般住宅と駐車場と一緒に貸し駐車場をするためです
議 長	5番委員。
委 員	上限はないのですか。敷地内に住宅が建っていれば可能なのですか。
議 長	事務局。
事務局	駐車場や庭など目的がきちんとあれば、500㎡を超えても可能です。目的がないのにただ500㎡を超えることはできません。
議 長	5番委員。
委 員	20番はなぜですか。
議 長	事務局。
事務局	敷地内に斜面が多く、利用できない面積があるためです。
議 長	5番委員。
委 員	以前は、部屋に理由書が置いてあり、確認ができた。置いていないと質問をして確認をするしかない。今後も理由書を置くようにしてほしい。

議 長		事務局。
	事務局	対応いたします。
議 長		他にございませんか。
議 長		2番委員。
	委 員	参考資料に事業計画書が添付されていない。なぜか。
議 長		事務局。
	事務局	事業計画書は、一般住宅と山林以外は必要な書類です。経費削減のために参考資料から減らしました。
議 長		2番委員。
	委 員	経費削減もわかりますが、事業計画書がないとわかりづらい。添付をしてほしい。
議 長		事務局。
	事務局	被害防除と事業計画書をA4サイズに縮小して添付するかたちでよろしいですか。
議 長		2番委員。
	委 員	添付してください。
議 長		その他にございませんか。
	委 員	[質問なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から23番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から23番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議

議 長	<p>に該当する案件については意見聴取いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p> <p>次に、日程第7、議案第5号非農地証明願について議題に供します。 1番から4番について、事務局の説明を求めます それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号非農地証明についてご説明申し上げます。今月は4件でございました。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は東餅田在住の〇〇、所有者の娘婿になります。所有者は東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字高木〇〇番 地目 畑 面積 145㎡、同じく字高木〇〇番〇 田 432㎡、同じく字高木〇〇番〇田 156㎡の合計3筆733㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和44年です。現況は住宅・農業倉庫で、申請理由は、昭和44年より隠居家及び農業用倉庫を建築し、現在に至るためです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>11番委員です。それでは、報告いたします。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、高樋団地から西に約100mの位置です。現況は、申請のとおり住宅・倉庫となつてから、約47年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が宅地と畑、南が水路と宅地、北が市道です。非農地として認定するやむを得ない理由は、住宅と倉庫となり47年程度たっているため、やむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は脇元在住の〇〇と〇〇。所有者も同一でございます。土地の所在は、脇元字東溝原〇〇番〇 畑 306㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和40年です。現況は住宅で、申請理由は、昭和40年月日不明に家屋を建築したためです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、7番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>7番委員です。それでは、報告いたします。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、重富中学校から南に約150mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約52年程度経過していると認められる。周囲の現況は、東が河川、西が国道、南が宅地、北が河川です。非農地として認定するやむを得ない理由は、すでに宅地となつて52年も経過し、家も建っている現状であり、やむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。 申請人は蒲生町下久徳在住の〇〇。所有者も同一でございます。土地の所在は、蒲生町下久徳字柿内前〇〇番〇 田 552㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。変更年月日は昭和62年です。現況は畜舎・倉庫で、申請理由は、昭和62年1月に牛舎、平成元年1月に倉庫を建築しているためです。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、10番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>10番推進委員です。それでは、報告いたします。農地区分は第2種農地です。申請地の位置は、下久徳いきいき交流センターから南東に約350mの位置です。現況は、申請のとおり畜舎・倉庫となつてから約30年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が宅地と田、西が畑、南が田、北が市道です。この市道の拡張工事にひっかかるとして申請されました。非農地として認定するやむを得ない理由は、畜舎・倉庫となつてから30年たっており、やむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番についてご説明申し上げます。 申請人は蒲生町下久徳在住の〇〇。所有者も同一でございます。3番のお父様でございます。土地の所在は、3番の隣接地でございます。蒲生町下久徳字柿内前〇〇番〇 牧場 498㎡です。牧場も農地法の対象となります。始良で唯一の牧場で、柵をして子牛を放牧していて、国調時に牧場と認定されました。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。変更年月日は平成3年1月です。現況は住宅で、申請理由は、平成3年1月に住宅を建築し居住して</p>

議 長	<p>いるためです。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連して、10番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番推進委員です。それでは、報告いたします。農地区分は第2種農地です。申請地の位置は、先ほどの3番と同じ位置です。現況は、申請のとおり住宅地となってから、約26年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が宅地と田、西が畑、南が田、北が市道です。非農地として認定するやむを得ない理由は、住宅地となってから26年経過しており、やむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第5号1番から4番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第7号非農地証明願についての1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号非農地証明願についての1番から4番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p> <p>次に、日程第8、議案第6号農地あっせん申出について議題に供します。</p> <p>1番から2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第6号農地あっせん申出売渡希望についてご説明いたします。総会資料は、28ページでございます。今月の申請につきましては、2件となっております。参考資料につきましては、108ページからになりますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、蒲生町西浦字木場田〇〇番〇 田 835㎡及び〇〇番〇 田 2,525㎡です。申請人は、熊本市在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっております。</p> <p>続きまして、2番をご説明いたします。内容につきましては、売渡で</p>

議 長	す。土地の所在が、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇 畑 3, 9 5 1 m ² 及び〇〇番〇 畑 1 2 8 m ² です。申請人は、霧島市在住の〇〇。現況は茶畑であり、譲渡希望価格は、1 0 a 当たり〇〇円です。以上、議案第6号の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第6号1番から2番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	5番委員。
議 長	先月のあっせんについて、経過はどうなっていますか。
事務局	事務局。
議 長	8番委員の言われた件については、中間管理機構へ確認し、取り下げとなりました。
議 長	38番については、あっせん委員欄を空欄にしています。相手の方の条件がクリアされれば、あっせん委員を決めて進めていきます。
委 員	他にございませんか。
議 長	「意見・質問なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。
委 員	議案第6号 農地あっせん申出についての1番から2番については、原案のとおり受理することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号農地あっせん申出についての1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。
委 員	次に、ただいま承認された議案第6号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。
議 長	各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。
委 員	自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。
委 員	よろしいでしょうか。
議 長	はい。

<p>委員</p>	<p>議案第6号農地あつせん申出についての1番については、7番委員、9番推進委員、12番推進委員にお願いしたいと思います。</p> <p>2番については、3番委員、8番委員、11番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第9、議案第7号、始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について議題に供します。</p> <p>議題について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第7号始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、ご説明します。資料は、29ページから31ページとなります。</p> <p>本指針は、改正農業委員会法第7条で「農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない」とされていることから、本市農業委員会においても定めるものであります。</p> <p>本指針につきましては、農業委員会、農業委員及び推進委員が農地等の利用の最適化の推進に関する役割、具体的な活動を大きく分けて、次の3つの柱で構成しております。</p> <p>まず一つ目に、遊休農地の発生防止・解消、二つ目に、担い手への農地利用の集積・集約化、三つ目に新規参入です。この柱は、改正農業委員会法で農業委員会の必須業務として位置づけられました。</p> <p>第1基本的な考え方の中で、この指針は、平成35年度を目標とし、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行なうとあります。これは「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行なうということです。</p> <p>次に、第2の1.遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地の解消目標についてご説明します。</p> <p>まず、現状の管内農地面積は1,750ha、遊休農地面積が44.5ha、遊休農地の割合は2.5%です。毎年、農地以外の利用目的の農地転用、非農地判断される農地等により、管内の農地面積がおおよそ16ha減少しているようですので、三年後の管内農地面積を1,700haに設定しました。遊休農地面積は、厳しい数値ですが、目標とし</p>

て22.6haとしました。

最終年の目標（平成36年3月）には、本来、国の指針では「0」にするようになっておりますが、実情は非常に厳しい数値と思われるので、1%以下になるように「0.9%」と設定しました。

次に、資料の30ページ（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について、① 農地の利用状況調査と利用意向調査を「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施することとします。②の農地中間管理機構との連携について、農振農用地区域内の遊休農地対策として貸し付けを希望する農地所有者がいた場合は、農地中間管理事業を活用し、遊休農地の発生防止・解消を図ることとします。③非農地判断につきましては、従来通り、本市農業委員会で実施してまいりましたが、今後も継続して現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

続きまして、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、（1）担い手への農地利用集積目標についてご説明します。

まず、現状の管内農地面積1,750ha、内、担い手の集積面積が269ha、集積率は15.4%です。一年間に約10haずつ集積面積を増やしていく目標で3年後を300haとして、集積率を17.6%としました。

最終年の目標（平成36年3月）には、本来、国の指針では集積率「80%」にするようになっておりますが、現在の担い手の状況、今後の新規参入者の予想等を考慮し、農政部とも協議した上で、「20.2%」と設定しました。

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法①～③については、別添資料「農業委員・推進委員用 人・農地プラン（地域における話合いの場）における役割」及び「アンケート調査票」を活用の上、その地域の実情・課題等を把握し、農業委員会や関係部署と連携を図って、農地中間管理事業の活用や担い手への農地の集約、集落営農の組織化・法人化等地域に応じた取り組みを推進することとします。

3. 新規参入の促進について、（1）新規参入の促進目標の現状については、平成27年度から平成28年度までの新規参入経営体数（取得面積）となります。平成36年の目標値については、始良市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成22年6月10日策定、平成28年12月22日変更）を基準に設定してあります。

（2）新規参入の促進については、鹿児島県、農地中間管理機構、始良市、あいら農業協同組合等の関係機関と連携を図り促進し、新規参入の受入条件の整備のほか、参入後のフォローアップにも努め、継続的に各地域農業が活性化するために新規参入者の育成や維持活動を行ないます。

以上で、議案第7号始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について説明を終わります。ご審議の方よろしく

		<p>お願いします。</p>
議 長		<p>事務局の説明が終わりました。議案第7号について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長		<p>1番委員。</p>
	委 員	<p>3. 新規参入の促進について、新規参入者数の現状が平成27年から平成28年度の二年度分の数字になっていますが、これを単年度と考えると、目標はなかなか厳しいのではないかと思うのですが。</p>
議 長		<p>事務局。</p>
	事務局	<p>目標の数値については、本年度から平成36年度までに10経営体を増やす目標で設定しています。</p>
議 長		<p>他にございませんか。</p>
	委 員	<p>「意見・質問なし」</p>
議 長		<p>それでは、お諮りいたします。 始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)については、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長		<p>賛成多数により、始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
		<p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長		<p>次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
	事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の1ページをご覧ください。 8番につきましては、申出者より、息子に譲るために取り下げたいとのことでありました。 続きまして6ページをご覧ください。66番につきましては、1号議案の52番にて利用権の設定がなされましたので、終了となります。次</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>に、67番につきましても、1号議案の35番にて利用権の設定がなされましたので、終了となります。以上で報告を終わります。</p> <p>なお、総会終了後、この議場にて始良・加治木・蒲生地区に分かれていただき、意見交換等を10分程度行いたいので、ご協力をお願いします。</p> <p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p> <p>[報告なし]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方はございませんか。</p> <p>「質問・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画合意解約 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、農用地利用集積計画の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。5月は、4件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、別紙、合意解約（5月分）をのちほどご確認下さい。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>「質問・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>
<p>議長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、その他でございしますが、委員の方から何かございませんか。</p> <p>「発言なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局長</p>	<p>○公務災害補償制度について説明</p> <p>○農業委員会作業グループについて説明</p> <p>○農業委員会だよりについて説明</p> <p>他にありませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成29年度第2回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>
-----------------------------------	--

議事録署名委員

署名委員	_____
署名委員	_____